

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 64 回）
2. 日 時	平成 30 年 3 月 30 日（金）午前 10 時 30 分 ～ 午前 11 時 15 分
3. 議 案	1. 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の実務上の取扱い」の作成について 2. その他
4. 主な内容	1. 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の実務上の取扱い」（以下「実務上の取扱い」という。）の作成について ＜「実務上の取扱い」を作成することについて＞ 事務局より、平成 30 年 2 月 6 日付で金融庁より公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロンG L」という。）への対応について、資料 1 及び資料 2 記載の「はじめに」を中心として説明後、事務局において「実務上の取扱い」を作成する方針について賛否を求めたところ、異論はなく作成する方針で了承された。 ＜「実務上の取扱い」の構成について＞ 事務局より、資料 1 及び資料 2 に沿って、マネロンG Lの構成に対応した「実務上の取扱い」の構成を説明後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 （主な意見等） ・ 特別会員は「実務上の取扱い」をどのように取り扱えばよいか。 → マネロンG Lは預金取扱金融機関に向けた表現が多いため、預金取扱金融機関は既に着手し、対策を講じ始めていると理解している。「実務上の取扱い」は金融商品取引業の観点から作成する予定のものであるが、登録金融機関業務を行う立場として「証券会社側はマネロンG Lをこのような目線で捉えているのだ」という観点で目を通していただきたい。また、預金取扱金融機関の目線で捉えていたものに漏れがあれば参考にしていただきたい。（事務局） → マネロンG Lは預金取扱金融機関を主たる対象としていることから、これまで銀行界を中心に金融庁と密に連携を取っている。今後、マネロンG Lへの対応は、特別会員と会員との間で対応に差があることも想定される。銀行等と契約関係にある証券会社各社におかれては、これまで連携させていただいたサービス提供などの観点で影響がでる可能性がある点を是非とも考慮いただきたい。 → 「実務上の取扱い」の作成の過程で、銀行側の対応に影響が出てくるような記載があればぜひお教えいただきたい。（事務局） → 承知した。 ＜「実務上の取扱い」の今後の検討スケジュール（イメージ）について＞ 事務局より、資料 3 に沿って、第 2 回（4 月 19 日）は「実務上の取扱い」前半、第

	3回（4月26日）は「実務上の取扱い」後半に関する個別検討を行い、5月末を目途に本WGにおいて全体的な取りまとめを示し、金融庁の確認後、必要に応じて上位会議体等に報告したうえで、会員通知を行う旨の説明を行った。 2. その他 特になし。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）